

台湾 台北地区での海賊版 DVD 店舗「情趣夢天堂」に対する
台北地裁 商標法違反と私文書偽造 一審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会 加盟会員であるメーカーの作品を違法複製・販売していた台北市在住の被告らに対し、海賊版 DVD の違法複製・販売は 商標法違反、及び文書偽造罪にあたり、2018年7月 台北市政府 警察局 大安分局 偵査隊により摘発を実施。2019年1月に 台湾 台北地方檢察署により起訴がなされ、2022年2月18日 台湾 台北地方裁判所は、一審判決「108年度智訴字第1号」により被告2人に対し、今回、商標違反の認定とともに、より罪の重い文書偽造罪の認定もいただき、それぞれに、有期刑4ヶ月。代理措置として罰金の場合、1日当たり千元。押収物は全て没収とする。

本協会会員の作品に対する商標権侵害、及び文書偽造行為が認められました。

今回、台北地方檢察署 及び 台北地方裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約 280 社の作品における、著作権保護、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として 設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は 正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

■ 特定非営利活動法人 智慧財産振興協會 駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038